

日本語の古典作品の統一書名典拠作成についてのQ&A

平成 23 年 12 月公開

平成 23 年 8 月に公開した「和古書の統一書名典拠作成規則（案）」へは、多くのご意見・ご質問をお寄せいただき、ありがとうございました。皆様のご意見を元に、再度内容を検討し、最終的に「和漢古書に関する取扱い及び解説」9. 統一タイトルの取扱い及びコーディングマニュアル 14 章の改訂、「コーディングマニュアル 14 章改訂（平成 23 年 12 月）についての解説」の公開を行ないました。なお、取扱い・解説・コーディングマニュアルへは反映しきれなかったご意見やご質問、また、実務にあたって生じるであろう疑問や判断の難しい点について、Q & A 形式でお答えいたします。

■検討の経緯に関するQ&A

Q 1 なぜ今の時期に統一タイトルに関するルールを策定することになったのでしょうか。

A 1

平成 15 年 6 月に本運用を開始した「和漢古書に関する取扱い」では、統一タイトルについて、「和漢古書における著作単位での集中の重要性を考慮し、著者を有する古典作品にも適用できることとした」「具体的な作成規則については、「国書総目録」等、広く使われている和漢書の目録との整合性などを考慮しながら検討中」としていました。今回の改定案はこの路線に則ったものですが、「取扱い」の運用から 8 年余も経っているだけに「なぜ今」と思われるかもしれません。

平成 23 年度より、NII が実施する「総合目録データベース遡及入力事業」の公募において、貴重資料を排除しない方針がとられることとなりました。これにより、今後まとまった量の和漢古書書誌レコードが登録されると予想されます。また、実際に和古書の登録を検討している参加機関から、統一書名リンク（UTL）の扱いについて質問が寄せられました。このような経緯を踏まえ、今回、ルール整備を行うこととしました。

Q 2 なぜ国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースの情報を流用したり、その著作IDを記録したりするのでしょうか。どのような意味があるのでしょうか。

A 2

日本語の古典作品の著作名を収録したデータベースとして、国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースほど規模が大きく、多くの著作をカバーし、安定した長い実績を持つデータベースは、他に類がありません。また、冊子体の国書総目録の頃から長きにわたって利用されてきた、和古書資料の利用者・図書館員ともにもっともなじみの深いレファレンスツールであるとも言えます。これを NACSIS-CAT でも外部の典拠ファイルとして参照することで、その成果を有効に活用したいと考えました。

また、情報をただ参照・流用するだけでなく、著作 ID を記録しておくことによって、将来何らかの形で実現するかもしれない機械的な連携に備え、両データベースの成果がさらに有効活用されることを期待したい、と考えました。

Q 3 日本古典籍総合目録データベースの著作IDをなぜHDNGフィールドに記入するのでしょうか。NOTEフィールドに記録したり、専用のフィールドを新たに設けたりできないのでしょうか。

A 3

現在の NACSIS-CAT のシステムの大幅な改変は行わない方針とした、というのが大きな理由のひとつです。このため、専用のフィールドを新設することはいたしません。

また、HDNG フィールドに全く同じ値を持つ統一書名典拠レコードを複数登録できない、という NACSIS-CAT のシステム上の制約があります。日本語の古典作品では、タイトルが同じであったり、特徴のない一般名詞であったりする 경우가多く、HDNG フィールドに関するこのシステム上の制約のためにレコードを登録できないおそれがあります。このため、ユニークな値を持つ日本古典籍総合目録データベースの著作 ID を記録することを提案しました。

タイトルだけでは区別できないというような必要な場合にだけ記録する、という案も検討しましたが、ルール of 簡便さとレコードの統一性を重視し、日本古典籍総合目録データベースに著作のあるすべての統一書名典拠レコードで HDNG フィールドに著作 ID を記録することとしました。

Q 4 著者があれば必ず付記事項に記録しなければならないのでしょうか。なぜ付記事項にするのでしょうか。

A 4

著作を識別・同定するのに、タイトルと並んで著者が重要な要素となります。また、日本語の古典作品にはタイトルが同じであったり、特徴のない一般名詞であったりする 경우가多く、タイトルのみでの識別が困難な場合があります。このため、著者が存在していれば常に付記事項として HDNG に含めることにしました。

現在、音楽資料に用いている複合形（著者名のもとに統一タイトルを続けて用いる形）の標目は、いわゆる著者基本記入方式の考え方に立つものです。東洋の著作には基本記入標目の判断が難しい場合も多いことを考え、付記事項としました。

なお、この著者名は識別のための付記事項として記録されるため、検索のための AUTH キーの切り出しには利用されません。

Q 5 日本古典籍総合目録データベースとの連携を重要視するのなら、参照ファイル等の形で同データベースを一括して取り込めばよいのではないのでしょうか。

A 5

そのような形で日本古典籍総合目録データベースのデータが利用できれば、確かに便利です。ただ、その実現にはシステム面・権利面等、クリアすべき事項がいくつかあり、直ちには困難です。密な連携は将来的な課題とし、当面は目録担当者が日本古典籍総合目録データベース (<http://base1.nijl.ac.jp/~tkoten/about.html>) を調査してデータ作成または修正を行うこととします。

Q 6 国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースの著作IDだけでいいのでしょうか。例えば、国立国会図書館のWeb NDL Authorities (国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス) で提供している統一タイトル件名はここでは扱わないのでしょうか。

A 6

今回の改訂では扱いませんが、将来的課題であろうと認識しています。

Q 7 中国語、韓国・朝鮮語の古典作品についてはどう扱われるのでしょうか。

A 7

今回のルール策定は日本語の古典作品を対象とし、中国語、韓国・朝鮮語の古典作品についてはなお「検討中」です。

■実務・運用にあたってのQ & A

Q 8 日本の古典作品を収録した近現代刊行資料 (例: 「徒然草」の現代語訳や英語版) の書誌レコードからも、この取扱い・コーディングマニュアルに従って作成した統一書名典拠レコードへリンクさせるのでしょうか。

A 8

今回のコーディングマニュアル 14 章の改訂およびその解説の作成は「和漢古書に関する取扱い」検討の延長として行なわれたものでした。しかしながら、統一書名典拠レコードは著作の名称をコントロールするものですので、その著作が収録された近現代刊行資料や外国語による出版物の書誌レコードからもリンクされてしかるべきです。

「和漢古書に関する取扱い」1.の適用範囲「和古書は 1868 年以前」などの基準に関わらず、日本語の古典作品を収録した資料の書誌レコードであればコーディングマニュアル 14 章の日本語の古典作品についての記載が適用される、と考えてください。

なお、平成 23 年 7 月段階の改訂案では、「和漢古書に関する取扱い及び解説」の該当部分を修正して解説していましたが、近現代刊行資料への適用を考慮して、「コーディングマ

ニューアル 14 章改訂についての解説」の形をとることとしました

Q 9 日本古典籍総合目録データベースに著者名が「著者:太／安万侶（太／安麻呂）編」のように 2 種類書かれていることがあります。どちらを採用するのでしょうか。

A 9

日本古典籍総合目録データベースの著作レコードでは、その著作に示された著者名形（「作品著者名」、ここでは「太／安万侶」と「統一著者名」（ここでは「太／安麻呂）」と異なる場合があります、「作品著者名」のあとに「統一著者名」を丸括弧(())に入れて付記しています。この場合、付記事項には「統一著者名」のほうを採用して記録してください。

Q 10 日本古典籍総合目録データベースの著作レコードの作成単位に疑問の残るものがあります。同じ著作なのに 2 つの書名でレコードがわかれてしまっているものや、同じ著作とは言えないのにレコードが 1 つしかなくわかれていないものなどです。このような場合でも日本古典籍総合目録データベースでのレコード単位にそのまま従うのでしょうか。

A 10

目録規則で統一タイトルをどう取り扱うか、については、日本ではまだ議論・実践の蓄積が不足しているというのが現状かと思えます。「日本目録規則（NCR）」の抜本的見直しも開始されており、落ち着く先は現時点では不透明です。今回の運用は過渡的なものにとらえ、日本の古典作品のデータベースとしてこれまでの長い実績を持つ日本古典籍総合目録データベースを現段階の拠り所とし、そのレコード単位に従うこととします。

なお、

- ・同じ著作と思われる 2 つのレコードは、SF・SAF フィールドを用いて複数の書名を関係づける
- ・1 つのレコードしかない著作を、UTL フィールドの「その他の情報」に情報を追加することで区別する

など、現行規則の範囲内で各自の判断で情報を整備することも可能かと思われます。

Q 11 日本古典籍総合目録データベースの著作レコードに疑義がある場合、または誤りがあると考えられる場合はどのようにすべきでしょうか。

A 11

日本古典籍総合目録データベースの著作レコードに疑義がある場合は、NACSIS-CAT の統一書名典拠レコードに正しいと思われる情報及び著作 ID を記録し、疑義・誤りと思われる点について国文学研究資料館に報告していただきます。国文学研究資料館では、調査の上、日本古典籍総合目録データベースを修正するかどうかを決定します。

この手順の詳細につきましては、別紙「統一書名典拠レコード作成にあたっての「日本

古典籍総合目録データベース」との調整手順」を参照してください。

Q 1 2 日本古典籍総合目録データベースの著作レコードと同じかどうか、同定できない場合は、どのようにすべきでしょうか。

A 1 2

日本古典籍総合目録データベースに収録されているデータと見比べた上で、明らかに同じ著作であると判断できない場合は、収録されていない別の著作であると見なしてレコードを新規作成するか、もしくはリンクを形成しなくてもよいということになります。Q 1 3をご参照ください。

Q 1 3 日本古典籍総合目録データベースのレコードを参照せず、新規に統一書名典拠レコードを作成する必要がある場合にはどのようにすべきでしょうか。

A 1 3

今回の検討では、新規作成にあたっての細則の作成にまでは至りませんでした。しかし、今回新たに加えた規則のほかは、これまでの新規作成と同じです。コーディングマニュアル等に従い、既存のレコードを参照するなどして、新規作成や情報の整備等を行なってください。

Q 1 4 すでに統一書名典拠ファイルに存在するこれまでの統一書名典拠レコードは、どのように扱われるのでしょうか。

A 1 4

既存の統一書名典拠レコードのうち、日本語の古典作品に該当するレコードは、今回改訂したコーディングマニュアルにあわせて、NIIで一括して修正作業を行ないます。該当する著作が既存の統一書名典拠レコードの中にあれば、それを使用してください。